

別表（第2条関係）
老朽危険家屋等

老朽危険家屋等の判定基準			評点
構造の腐朽 又は破損の 程度	(1)床	ア 根太落ちがあるもの	10
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15
	(2)基礎、土台柱又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(3)外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(4)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25
その他		街並みの景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	15